

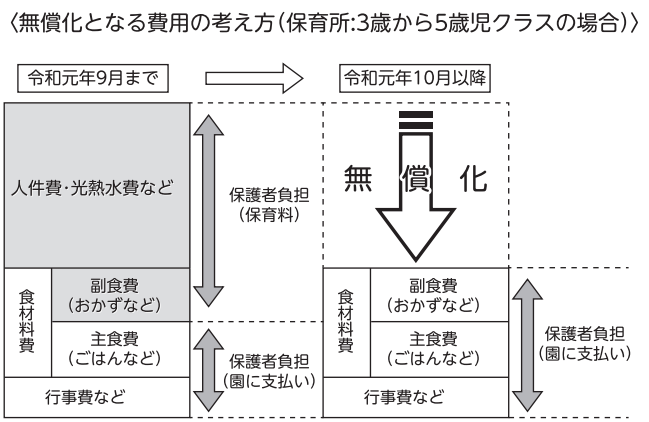
10月から幼児教育・保育の無償化を実施します。

経済的負担の軽減により子育て世帯を社会全体で応援していくため、10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まります。

問い合わせ 福祉課 ☎2148

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育など―

① 3歳から5歳児クラス
保育料（利用料）が無償化されます。（幼稚園、認定こども園（幼稚園部



入学時に学校が選べます。学校選択制―

教育委員会は、小学校と中学校の入学時に学校を選べる学校選択制を実施しています。

学校選択ができるのは、大竹市に住所がある次の方です。

- ① 令和2年度に小・中学校に入学する新1年生
- ② 原則として、令和元年11月中旬までに転入の届け出をした方で、学校選択を希望する新1年生

手続きの流れ

- ① 学校選択希望票の提出（提出時期は11月ごろ）
学校選択の申請をするためのガイドブックを、新小学1年生には郵送など、小学6年生には学校で配布します。また、教育委員会でも配布しています。内容を確認して、付属の申請書類に必要事項を記入の上、教育委員会に提出してください。
- ② 集計結果の通知（12月上旬ごろ）
学校選択を希望した保護者に、学校選択希望票の集計結果を通知します。
- ③ 公開抽選の実施（12月中旬ごろ）
希望する保護者が多く定数を超えた学校は、公開抽選を行います。

※申し込み期間を過ぎた後、転居な

分）の満3歳児クラスも無償化の対象）

ただし、就園奨励費対象の私立幼稚園の保育料（入園料を含む）は、月額2万5700円を上限に無償化されます。

② 0歳から2歳児クラス
市民税非課税世帯に限り保育料が無償化されます。（幼稚園は除く）

無償化後も引き続き
保護者負担となる費用―

食材料費、行事費、通園送迎費は無償化の対象外（保護者負担）（上図）

幼稚園の預かり保育―

① 3歳から5歳児クラス

保育の必要性があると認定を受けた場合、幼稚園の利用料の無償化に加え、利用実態に同じ最大月1万1300円まで無償化（償還払い）の対象となります。

② 満3歳児クラス

保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯に限り、利用実態に同じ最大月1万6300円ま

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

どをして学校選択を希望する場合、希望校の定数に達していなければ令和2年2月まで申し込みを受け付けます。相談してください。

学校選択の注意点

○ 通学方法は、各学校の決まりに従ってください。なお、通学中の安全管理、交通費、通学手段の確保などは、保護者をお願いすることになります。

○ 選択校・指定校のいずれも、原則として入学後は卒業するまで学校の変更はできません。

○ 希望しての入学ですので、学校活動やPTA活動などには、積極的に参加や協力をするようお願いいたします。

学校を知ろう

○ 学校を公開します
それぞれの学校がどんなところかを知ってもらうため、学校公開を行います。詳しくは、各学校に問い合わせてください。

○ ホームページ

各学校が、独自に趣向を凝らしたホームページを公開しています。市ホームページ内の学校紹介からアクセスできます。「トップページ」施設を探索▽学校・教育施設」で検索。

問い合わせ

保育所・認定こども園・新制度に移行している幼稚園・認可外保育施設については福祉課へ。
☎☎2148
就園奨励費対象の私立幼稚園については教育委員会総務学事課へ。
☎☎2185
障害児通所施設等については福祉課へ。
☎☎2146

が無償化（償還払い）の対象となります。

認可外保育施設など―

認可外保育施設（ベビーシッターを含む）に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

① 3歳から5歳児クラス

保育の必要性があると認定を受け、保育所、認定こども園などを利用していない場合などは、最大月3万7千円まで無償化（償還払い）の対象となります。無償化の対象となる認可外保育施設などは、市が確認を行ったものに限りです。

② 0歳から2歳児クラス

「まちづくり基本構想」第3回ワークショップを開催

問い合わせ 企画財政課 ☎2125



平成23年に策定した第五次大竹市総合計画が令和2年度で終了します。そこで、大竹市をどのような「まち」にしていくかの方向性を示す「まちづくり基本構想」を新たに策定します。

策定にあたって、市の未来について話し合うワークショップを開催します。お茶やお菓子を食べながら、ざっくばらんに語り合ひましょう。

第3回ワークショップ

とき 9月22日(日)

14時～17時

ところ エスポワールおおたけ（大竹会館2階大会室）

テーマ（予定）

理想の生活ストーリー

2050年のキャッチコピー―

申し込み 9月12日(木)までに必要事項を添えて、電話、ファクスまたは



広島広域都市圏ポイントとは

広島広域都市圏内（広島市を中心として、広島県と山口県にまたがる24市町）で貯めて使える地域共通ポイント。ポイントは、加盟店での買い物、都市圏内の特産品などとの交換、公益的な活動団体などへの寄付に利用できます。詳しくはホームページをご覧ください。

参加者には 広島広域都市圏ポイント発行

参加者には、広島広域都市圏ポイントを50ポイント発行します。希望する方は、対象のICカード（PASPY・ICOCA・WAONのいずれか1枚）をお持ちください。
詳しくは、「広島広域都市圏ポイント」のホームページをご覧ください。

メールで企画財政課へ。

☎☎2125 (FAX) ☎7130

メール

kikaku@city.otake.hiroshima.jp

必要事項 住所、氏名、電話番号、年齢、託児希望（子どもの年齢・人数）※第1回・第2回に参加していない方も参加できます。

保育の必要性があると認定され、保育所、認定こども園などを利用していない市民税非課税世帯の場合、最大月4万2千円まで無償化（償還払い）の対象となります。

※ 償還払いとは、利用料をいったん施設に支払い、その後市へ申請を行うと、支払った額の全額または一部が還付される仕組みです。

障害児通所施設など―

3歳から5歳児クラス相当の子どもの利用料が無償化されます。また、幼稚園、保育園、認定こども園と併用する場合はともに無償化の対象となります。（右表）

施設種別	3歳から5歳児クラス	住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラス
幼稚園など	新制度に移行している（1号認定）	無 償
	就園奨励費対象の私立	月額25,700円を上限に給付（満3歳児を含む）
	保育の必要性の認定をうけた子どもの預かり保育	月額11,300円を上限に給付（住民税非課税世帯の満3歳児のみ月額16,300円）
保育所・認定こども園など（2・3号認定）	無 償	無 償
保育所などを利用しておらず、保育の必要性の認定をうけた子どもの認可外保育施設、一時預かり事業（幼稚園型以外）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	月額37,000円を上限に給付	月額42,000円を上限に給付
障害児通所施設など	無 償	―